

視覚障害者の移動を支援する同行援護に関する実態把握と課題（５） —視覚障害特別支援学校におけるサービス利用実態とニーズに関する全国調査—

中野泰志¹・末田靖則²・坂本洋一³・高木憲司⁴・堀智貴⁵・片桐大樹⁶

Yasushi Nakano¹・Yasunori Sueda²・Yoichi Sakamoto³・Kenji Takaki⁴・
Tomotaka Hori⁵・Hiroki Katagiri⁶

同行援護は「通年かつ長期にわたる外出」は認められないため、学校への通学には利用できない場合がある。そこで、本研究では、視覚障害特別支援学校における本制度の利用実態とニーズを調査した。69校中42校から有効回答があり、スクールバスを運用していない地域、自宅からスクールバスの停留所までの交通の便や環境整備が不十分な地域等では、家族が通学支援を担わざるを得ない状況にあることが明らかになり、制度や環境整備の狭間問題が発生していることがわかった。

キーワード：視覚障害、移動支援、同行援護、障害児、特別支援学校、盲学校

Keywords : Visual Impairments、Transportation Services、Transportation Services including Information Provision and Communication Supports、Children with Visual Impairments、Special-Needs School、School for the Blind

1. 研究目的

1. 1 視覚障害のある幼児児童生徒の実態

現在、視覚障害のある幼児児童生徒（以下、視覚障害児）は、障害の程度やニーズ等に応じて、特別支援学校（視覚障害）（以下、盲学校）、弱視特別支援学級（以下、弱視学級）、弱視通級指導教室（以下、通級）、通常の学級（以下、通常級）に在籍して学んでいる。文部科学省が2014年6月に発表した特別支援教育資料（http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1348283.htm）によると、視覚障害のある幼児児童生徒が学ぶことが出来る特別支援学校は85校あり、5,940人（幼稚部239人、小学部1,858人、中学部1,124人、高等部2,719

人）の幼児児童生徒が在籍している。弱視特別支援学級は全国に365学級（小学校291学級、中学校74学級）あり、442人（小学校353人、中学校89人）の児童生徒が在籍している。弱視通級指導教室は盲学校や弱視学級に設置されており、全国で179人（小学校156人、中学校23人）の児童生徒が在籍している。通常の学校に在籍している幼児児童生徒の数は定期的に調査されていないが、平成17年度の弱視児童生徒数に関する調査では1,739人、平成24年度の全盲の児童生徒数に関する調査では139人が通常の学校で学んでいることがわかっている。

1. 2 視覚障害児の通学に関する問題

視覚障害児にとって、学校への通学を保障す

-
- 1) 慶應義塾大学経済学部・文修・〒223-8521 神奈川県横浜市港北区日吉4-1-1・045-566-1367・045-566-1374
 - 2) 神奈川県総合リハビリテーションセンター七沢更生ライトホーム・理学士・〒243-0121 神奈川県厚木市七沢516・046-249-2437・046-249-2411
 - 3) 株式会社ピュアスピリッツ・社修・〒351-8510 東京都千代田区内神田1-4-15 新誠ビル5F 03-5283-5567・03-5283-5589
 - 4) 和洋女子大学生生活科学系・専門士・〒272-8533 千葉県市川市国府台2丁目3番1号・047-371-2196
 - 5) 株式会社ピュアスピリッツ・経営学士・〒351-8510 東京都千代田区内神田1-4-15 新誠ビル5F 03-5283-5567・03-5283-5589
 - 6) 株式会社ピュアスピリッツ・文学士・〒351-8510 東京都千代田区内神田1-4-15 新誠ビル5F 03-5283-5567・03-5283-5589

ることは、教育を受ける権利を守る上で極めて重要なことである。公立の小中学校の通常級で学んでいる場合には、自宅から徒歩圏内であることが多く、集団登下校が行われる場合もあるため、大きな問題はないと考えられる。しかし、弱視学級、通級、盲学校で学ぶ視覚障害児は、学校・学級数から明らかなように、公共交通機関等を利用しなければ通学が困難なケースが多い。特に、盲学校は、1都道府県に1校という地域が多く、通学に困難が伴うケースが多いことが予想される。特に、地方においては、利用者が少ないこともあり、公共交通網が発達していないことに加え、公共交通機関等の物理的なバリアフリー整備も出来ていないため、歩行訓練を行っても自宅から学校まで単独で移動することは困難であると考えられる。スクールバスを運行している学校もあるが、都道府県域全体をカバーすることは困難であるし、スクールバスの停留所は自宅の近くにあるとは限らないため、停留所までの移動手段の確保は大きな問題である。また、寄宿舎が利用できる学校もあるが、原則として土日は滞在できないため、毎週、通学の問題に遭遇せざるを得ない状況にある。

1. 3 通学における人的支援の課題

上述のように、都道府県内に数校しか設置されていない盲学校への通学は、現行の福祉のまちづくりにおける物理的環境整備では、十分に対応出来ていないと考えられる。そのため、人的支援が必要不可欠だと考えられる。しかし、視覚障害者に対する移動支援制度である同行援護は、「通学等の通年かつ長期にわたる外出」を原則として対象としていない。そのため、盲学校に通学している視覚障害児は、移動に大きな制約を受けている可能性が高い。そこで、本研究では、視覚障害児が盲学校へ通学する際の移動支援にかかわる諸問題をアンケートにより明らかにすることにした。

2. 方法

2. 1 概要

視覚障害児が盲学校に通学する際の問題を明らかにするために、本研究では、a)保護者に対する調査と b)盲学校に対する調査を郵送方式のアンケート調査によって実施した。

2. 2 盲学校在籍児の保護者に対する調査

盲学校に在籍している視覚障害児の保護者に対して、アンケート調査を実施した。2013年10月22日に実施された「関東地区盲学校PTA研究協議会秋季大会」で調査を依頼し、関東地区の各盲学校のPTAを介して、調査票を配布した。質問内容は、1)同行援護サービスを知っているか否か、2)過去1年間に同行援護サービスを利用したか否か、3)同行援護サービスを利用した際に課題を感じたかどうか、4)同行援護サービスを利用しない理由であった。調査期間は、2013年10月22日から2014年2月25日までであった。

2. 3 盲学校に対する調査

全国の盲学校69校の学校長に対して、郵送方式のアンケート調査を実施した。主な質問内容は、1)同行援護サービスを知っているか否か、2)同行援護サービスに関する情報を保護者等に行っているかどうか、3)通学に関する教育・福祉施策に対する意見、4)通学以外の移動支援施策に対する意見であった。調査期間は、2013年10月22日から2014年2月10日までであった。

3. 結果

3. 1 保護者に対する調査結果

(1)有効回答：関東地区の盲学校13校中5校のPTAの協力が得られ、174名の保護者から有効回答を得た。

(2)制度の理解度(図1)：同行援護制度を知っている保護者が116人(67%)、知らないが57人(33%)、無回答が1人であり、7割近い保護者が制度の存在を知っていることがわかった。

(3)制度の利用経験(図2)：過去1年以内に同行援護制度を利用した経験があるか否かについて質問したところ、利用した経験のある保護

者は31人(18%)と少なかった。通学に限らず、視覚障害児の同行援護の利用実績は低いことがわかった。

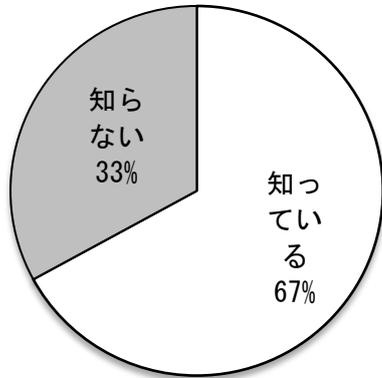


図1 保護者の同行援護制度の理解度

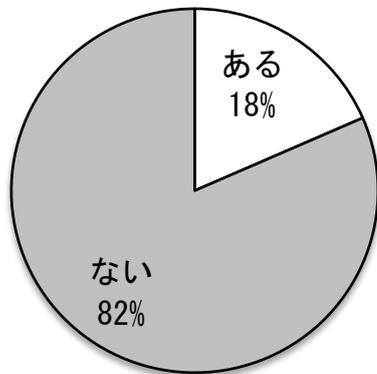


図2 過去1年の間の同行援護の利用経験

(4) 制度の課題：制度を利用した経験のある保護者に制度上の課題について質問した結果、主に以下のような意見があった。

<制度の適応範囲の課題>

- ・通学利用不可なので、それをカバーしようとすると自治体裁量で行われる地域生活支援事業の移動支援に頼ることになるが、通学利用を認めているかどうかは自治体によってバラバラ。
- ・同行援護でも移動支援でもどっちでもいいので、せめて義務教育中の通学の足だけは住む場所によらず確保してほしい。

<サービスの内容に関する課題>

- ・事業所や個人によってサービス内容にばらつきがある。
- ・資格を持っている方が少なく、決まっても辞

めてしまえばまた次の方が決まらず…というのを繰り返しており、安心ができない。

- ・事前の予約が前月にするところが多く利用しにくい。
 - ・車を使用できるようにしてほしい。
- (5) 利用していない理由：制度を利用していない保護者にその理由を質問した結果、主に以下のような意見があった。
- ・学校など、利用できないと聞いたことがあるから。
 - ・市職員も内容を理解していない事もあり、話が進まない。
 - ・子供の障害の状態の細かい部分も全て同行してくださる方が理解できるか不安だから。
 - ・住んでいる地域でケースワーカーに確認した所人手不足の手からサービスを受けられないと回答がきた為。
 - ・バス停から自宅が遠いので、利用したいが、ボランティアを捜すのが大変だったため。
 - ・申し込み先に問い合わせの電話の段階で断られました。

3. 2 盲学校に対する調査

(1) 有効回答：全国の盲学校69校中42校から有効回答を得た。

(2) 制度の理解度：42校中40校(95%)が制度を知っているという回答があり、知らない学校は2校のみであった。

(3) 保護者等への情報提供：同行援護制度について保護者に情報提供を行っている学校は21校(50%)で、行っていない学校と同数であった。

(4) 通学に関する支援制度の課題：同行援護を含め、通学に関する支援制度に関する課題を質問した結果、主に以下のような意見があった。

<保護者や児童生徒の負担の問題>

- ・自力通学が困難な生徒等は保護者が送迎しているが、遠方からの通学の場合、保護者の負担が大きいため、通学に関するサービスが必要。
- ・通学が難しい児童生徒は、ほとんどが寄宿舍

を利用せざるを得ない。

- ・重複障害の児童生徒は、保護者の車による送迎が多い。
- ・本県にはスクールバスはなく、それぞれの家庭や個人の努力で通学している。通学にもサービスが提供されるようになれば、安心・安全に通学でき、かつ家族の負担も軽減される。
- ・本校は県に1校の盲学校で、スクールバスもなく、広範囲から保護者の送迎で通学している。通学には使える福祉の支援がなく、保護者の負担が大きい。通学の送迎が難しいため本校入学をあきらめるケースもある。

<自宅からスクールバスまでの移動の問題>

- ・自宅とスクールバス停間の通学支援が空白状態となっている。視覚障害児を単独歩行させるには時間がかかるため保護者に対して負担が大きい。就労している保護者もあり対応が難しい。
- ・スクールバスで対応しきれていない。他の市町をまたぎ、長距離になるため、同行援護が通学で使えていないし、時間数も足りない。

<その他>

- ・単独歩行が困難な児童生徒で何らかの理由で保護者による送迎ができない場合には児童生徒の体調に関わらず登校できない状況である。
- ・市町村からの同行援護の利用に関する説明が保護者むけにあれば良いと思う。
- ・スクールバスの他に、学校周辺の点字ブロックの敷設、音響信号の設置、公共交通機関の充実を行政に対して求めている。
- ・通学路点検を行い、必要に応じて点字ブロック等の敷設を要望しているが、単独通学の生徒が交通事故で重傷になったことがある。関係機関との連携の強化が望まれる。本校にはスクールバスはないが、スクールバスの運行に助成が必要であると思われる。
- ・福祉サービスによる通学支援をうけている生徒もいるが、通学支援をしている事業所が少ない。

- ・自主通学の生徒の安全確保（ソフト・ハード面）について、地域や交通機関も含めた協力をもっと必要と思います。

4. 考察

本調査の結果、盲学校に在籍している視覚障害児は、通学において何らかの課題に直面していることがわかった。

盲学校に在籍している視覚障害児の自宅は都道府県域に広がっているため、スクールバスを運行することが出来ない地域もあることがわかった。スクールバスが運行されていない地域では、同行援護制度が利用できないため、保護者の負担が大きいことがわかった。

スクールバスを運行している地域においても、自宅からバス停までの送迎が大きな問題になっていることがわかった。現行制度では、自宅からスクールバスまでは、障害児が自立訓練を受けた上で単独で移動するか、保護者が送迎することが原則になっている。しかし、障害を併せ有するために、自立訓練を受けても、単独で移動することが困難な事例があることがわかった。また、音響装置付信号機等の環境整備が出来ていないために、安全上の理由で、単独では移動させられない事例があることもわかった。

保護者が視覚障害児の通学を支援するためには、就労を断念したり、転職したり、年休を継続的に取る必要があり、保護者の社会参加にも影響することが予測できた。また、保護者の都合で送迎が出来ないために、通学を断念せざるを得ない事例や学校を変更しなければならない事例等もあることがわかった。

以上より、視覚障害児が家族の支援がなくても安全に安心して通学できる物理的環境整備と人的環境整備が必須であることがわかった。

謝辞

本研究は、厚生労働省障害者総合福祉推進事業、慶應義塾大学学事振興資金、厚生労働科学研究費補助金を受けて実施した。